

対韓経済協力に関する大平書簡の
外務省第2次修正提案について

1. さきに外務省は大平書簡の一部修正提案を行ない、当省はこれに反対の
意見を表明しておいたが、今般また外務省は本件第2次修正案(内容
は下記2.の通り)を出してきた。

しかし、本修正案は本質的には第1次提案と差異はなく

① 漢業問題の動きもさほど明確なものとは考えられず、会談全般に
持後の進展はみられなことを、

② 蔚山問題は、国交正常化の観点よりすると比重の低い非=義的を問
題であり、この解決のために本件譲歩を行なうのは、本末転倒であること、

③ 無償供与の繰上げは(有償の繰上げに比べ)財政負担と不利と
なること、

等の問題は依然として解決されていないので、当省としてはかかる修正
案をもって速急に韓国側と折衝に入ることに反対である意向には変わりない。

2. (内容) (O/A返済(3年同)による韓国側資金不足分の穴埋めのため)

大平書簡 有償供与の繰上げ

第1次修正案 無償供与の繰上げ(10百ドル) } 2本立
有償供与の繰上げ

第2次修正案 無償供与の繰上げ(10百ドル)(この場合有償繰上げはしない)

(他に有償供与の年平均額、供与内容を明確化した。)

無償供与額の減額分を経済協力から
繰上供与する場合の財政(一般会計)負担

(38.5.30 理.外)

(1) O/A債権を大平書簡の建前通り実際に支払われる場合

無償供与額(毎年) 30百ドル (計) 300百ドル
有償供与額(毎年) 20 (〃) 200

(毎年分計) 50 (合計) 500

(2) 大平書簡:(有償供与から繰上供与する場合)

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(計)
無償供与額	15	15	15	30	30	30	30	30	30	30	255
有償供与額(繰上分を含む)	30	30	30	16	16	16	16	16	16	14	200
O/A減額分(外為繰入)	15	15	15								45
(計)	60	60	60	46	46	46	46	46	46	44	500

(3) 外務省修正提議(第2次) (無償供与か有償供与のいずれかより繰上供与)
(百ドル)

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(計)
無償供与額(繰上分を含む)	25	25	25	26	26	26	26	26	26	24	255
有償供与額	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200
O/A減額分(外為繰入)	15	15	15								45
(計)	60	60	60	46	46	46	46	46	46	44	500

(4) 金書簡による場合(O/A債権を10年間の等額で減額した場合)

無償供与額(毎年) 25.5百ドル (計) 255百ドル
有償供与額(〃) 20.0 (〃) 200
O/A減額分(〃) 4.5 (〃) 45

(毎年分計) 50.0 (合計) 500